苫小牧工業高等専門学校学生の自動車等通学 に関する規程

規則第16号

制 定 昭和53年4月1日

一部改正 昭和60年7月8日

一部改正 平成16年4月1日

一部改正 平成24年3月14日

一部改正 平成28年2月23日

一部改正 令和3年3月26日

一部改正 令和3年9月29日

- **第1条** この規程は、学生(専攻科学生は除く。)の交通安全を確保するため自動車、自動二輪車、原動機付自転車(以下「自動車等」という。)による通学について定めるものとする。
- 第2条 学生は、通学のために自動車等を使用することは原則として認めない。ただし、 やむを得ず通学に自動車等の使用を必要とする場合は、事前に自動車等通学許可願(別 紙第1号様式)を学級担任を経て校長に提出し、その許可を受けなければならない。
- 第3条 学生が自動車等により通学する場合は、法令を遵守するとともに校長より自動車 等通学登録書(別紙第2号様式)の交付を受けなければならない。
- 2 前項の規定により交付を受けた自動車等通学登録書は、登録した自動車等の所定の箇 所に表示しなければならない。
- **第4条** 第2条の規定により登録した自動車等を使用しなくなったとき、又は登録にかかわる事項を変更したときは、速やかに校長に届け出なければならない。
- **第5条** 自動車等による通学を許可された学生は、常に交通法規に従い、安全運転に留意し、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。
 - 一 自動車等通学登録書を他人に使用させてはならない。
 - 二 構内において、交通標識に従い、所定の駐車場に駐車するものとし、みだりに乗り 廻してはならない。
 - 三 自動車等を他人に貸与したり、他人を乗せてはならない。
 - 四 本校構内では徐行し、歩行者等の安全と騒音の防止に努めること。
- **第6条** 法令及びこの内規に違反したときは、自動車等の使用制限及び処分の対象とすることがある。

附 則

- 1 この内規は、昭和53年4月1日から施行する。
- 2 学生の原動機付自転車並びに自動二輪車等の使用に関する内規(昭和42年4月1日施 行)は廃止する。

附 則

この内規は、昭和60年7月8日から施行する。

附則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この内規は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前に入学した学生については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附即

この規程は、令和3年9月29日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

自動車等通学許可願

年 月 日

苫小牧工業	高等専門学校	長 殿					
		<u>保護</u>	者等住所				
	保護者等氏名						
		学 /	上氏名				
					兴左:		√ □
		<u>子牛</u>	* 作出.		子午		<u>組</u>
		時に自動車等を使	用したいの	で、ご許可く	ださるよ	うよろ	っしく
お願いします	0		2				
理由							
	T						
現住所			1	<u> </u>	<u> </u>		
通学経路	別紙のとおり	通学距離	km	所要時間	E	計間	分
車種・車名		登録番号					
所 有 者	氏名()住所(71.5)
運転免許	免許証番号			身年月日 	年	月	
	免許の種類	原付・自二・	晋通 有	効期限	年	月	日
任意保険	加入の有無((有・無)					
	<u> </u>			<u> </u>			

担任			ステッカーNo.	
----	--	--	----------	--

自動車等通学登録書

氏	名	
所	属	
車両番号		

通学用

苫高専

1601

有効期限

年 3 月 3 1 日

苫小牧工業高等専門学校